令和6年度

第2回上尾市不登校対策推進委員会 資料



令和6年10月1日(火)

上尾市教育委員会

目 次

資料 1
民間施設等連絡会について・・・・・・・・・・・1
資料 2
民間団体活用に係る助成金及び補助金についての先行自治体の対応状
況について・・・・・・・・・・・・・・・・・2
資料 3
教育センターによる民間施設訪問状況報告について・・・・・4
資料 4
上尾市教育センター「おしゃべりほっとルーム」について・・・・5
資料 5
上尾市の不登校対策に関する請願について・・・・・・・6

民間施設等連絡会について

- 1 目 的 不登校児童生徒を支援する民間施設等と学校、教育委員会間の連携を図り、 該当児童生徒及びその保護者等への支援を充実させる。
- 2 日 時 令和7年1月 日()15時00分から16時30分まで
- 3 場 所 上尾市青少年センター会議室2・3
- 4 参加者
- (1) 民間施設等の代表者
- ①上尾市内で不登校児童生徒の支援を行う民間施設等を代表する者
- ②上尾市外で上尾市の不登校児童生徒の支援を行う民間施設等を代表する者
- (2) 上尾市立小・中学校長を代表する者
- (3) 教育委員会事務局職員
- (4) その他、参加する必要があると認められる者

参加候補 ①フリースペースコルト、ペンギンの部屋

②N 中等部、星槎学園中等部、フリースクール HIRO

- 5 内 容
- (1) 民間施設等と学校、教育委員会との相互理解・連携の促進に関すること
- (2) 民間施設間で相互理解・連携の促進に関すること
- (3) 民間施設等と本人・保護者への支援等に関すること
- (4) その他、教育委員会が必要と認めること

第1回議題 ①各施設について(コンセプト: 具体的な学習・その他の活動)※10分程度 ②連携等について方向性・依頼(学校・教育センターから)

- 6 実施方法 会場集合型で実施(状況によってはオンラインも検討する)
- 7 その他
- (1) 本会の事務局は上尾市教育センターに置く。
- (2) 本会は年1回実施することとする。
- (2) 本会の進行は、上尾市教育センター主幹が行う。
- (3) 参加者には、事務局から文書等で出席を依頼する。委嘱・任命等は行わない。
- (4) 参加者の選定にあたっては、上尾市の不登校児童生徒の支援を3か年以上続けて行っていること、市内小・中学校との積極的な連携を進めていることを目安とする。
- (5) 本会会議録は後日公開する(事前に参加者に通知し、個人情報は掲載しない)。

民間団体活用に係る助成及び補助金についての先行自治体の対応状況まとめについて

- ○第1回不登校対策推進委員会資料で提示した中の先行自治体を中心に、以下の方法等で 追加調査を行った。
 - ①調査自治体数:28(都道府県:6、政令指定市:1、市町:21) 同一の都道府県に属する自治体については、2つ程度に限定して聞き取りを実施
 - ②調査方法:電話による聞き取り及びホームページ 電話については、事業担当者に直接聞き取りを行った。

1 支援の目的や実施の経緯について

- ・県で設置している不登校対策協議会の有識者からの提起があったため
- ・首長の公約・指示による実施のため
- ・公的機関での受入れによる限界があるため(立地・受入れ可能数など)
- ・不登校児童生徒を受け入れる民間施設の運営を安定させ、継続的な支援環境を確保 するため
- ・公的機関による支援に馴染まず、民間のみにつながる児童生徒もいることから、学 びの場を広く確保し、引きこもりを防止するため
- ・次年度以降の施策実施のために、アンケートを実施している(調査協力金)

2 民間施設を認定することについて

<認定している>

- ・ガイドラインの策定などによって要件を整えている。 →公開している要件より詳細なチェック項目を設けている自治体もあった。
- ・認定の際は、書類申請や現地調査で対応している。
- ・自治体による縛りを避けるため、あえて認定を受けない民間施設もある。
- ・個人施設は実態がつかみにくいため、法人格がある施設のみとしている。

<認定していない>

- ・施設認定をする必要がないように、補助金要件を設定している。
- ・線引きが難しいため、個別審査で対応している。

3 他部署での取扱いの検討について(事業開始時の流れ含む)

<教育委員会対応>

- ・不登校児童生徒への支援であり、学校教育の範囲である。
- ・支援にあたって学校との連携が円滑に行われる必要がある。

<首長部局対応>

- ・教育支援よりも社会的自立という広い範囲として考えている。
- ・青少年の居場所を確保することが目的であるため。→高校生年代を含む若者支援として取り組む自治体もあった。
- ・首長の公約(行政改革の一環)であるため
- ・支援対象が限定的である(利用者は不登校の一部である)ため

<教育委員会と首長部局で棲み分け>

- ・教育委員会は、校内支援ルームや適応指導教室の拡充
- ・首長部局は民間施設関係の拡充
- ※事前に関係課で協議した自治体と、しなかった自治体とで分かれた。

4 支援の対象となる不登校児童生徒の定義等について

- ・特に定義していない(学校以外の学びの場の確保としての視点)
 - →通っている施設によって、対象になるか判断(要件満たすかどうか)
 - →在籍する学校の校長が判断
 - →民間施設に通う回数(週あたりの実績)によって判断
 - →広く学校に行きにくい子を対象としているため、積極的不登校も対象
- ・在籍する学校で不登校状態にある判断されており、出席扱いを受けている児童生徒
- ・文部科学省調査の定義である30日以上の欠席がある児童生徒

5 公的機関の充実等について

- ・校内教育支援センターの設置を進めている
- ・適応指導教室の分室設置を含む拡充を進めている
- ・学びの多様化学校(中学校)の設置を検討している

6 保護者あるいは施設への支援の検討について <u>※片方に支援している自治体のみ</u>

- 現段階では検討に留まっている自治体が多い。(検討していない自治体もある)
 - →公金の取扱い(公の支配)の判断が難しい。
 - →両方の支援を行っている自治体が少数である。
 - →予算規確保が難しい
- 都道府県が民間施設支援、市町村が利用者支援と棲み分けをしている。
- ・現段階では、公金の取扱いなど検討すべき事柄が多く、民間施設への支援はしない としている。

7 憲法89条公金の取扱いの解釈について ※民間施設に支援している自治体のみ

- ・ガイドラインを設けており、補助金を出した後も監査を実施している。
- ・補助金の使途範囲を限定し、自治体の意向に沿ったもののみとしている。
- ・民間施設に対する基礎講習を自治体で実施している。
- ・首長認定のもと、公共施設を無償で貸与し、連携や報告を義務付けている。
- ・施設訪問の受入れ、児童生徒の活動状況報告を学校経由で受け取っている。
- ・対象施設を NPO 法人、社会福祉法人(市の指導管理下にあり、非営利活動の法人であること)に限定している。【教育施設としての補助ではない】
- ・施設認定、訪問受入れ、在籍校への活動状況報告、出席扱い、市情報交換会への出 席などを要件としている。
- ・「認証制度=公の支配」、認証の取り消しも可能としている。
- ・文部科学省に対して、解釈の整理を要望している。

教育センターによる民間施設訪問状況報告について

以下のことを目的として、上尾市教育センターでは、上尾市立学校に在籍する児童生徒 が利用する民間施設を中心に令和2年度から民間施設訪問を継続して実施している。

1 訪問の目的

- (1) 本市策定の「民間施設等に関するガイドブック」の周知
 - →策定の意図の説明(状況把握し、努力を認める、よりよい支援につなげる)
 - →連携のための依頼(月1回程度の状況報告書等での情報提供)
- (2) 民間施設の現地調査
 - →立地条件、施設設備、活動の様子、スタッフ、特色ある活動、支援システム、復 帰(進学)状況など
- (3) 上尾市立学校に在籍する児童生徒の状況
 - →来所状況、活動内容、本人や保護者の様子などについて
- (4) 上尾市立学校との連携状況
 - →活動状況報告や電話等による具体の状況確認
 - →利用を開始した児童生徒がいた場合の対応について
- (5) リーフレット掲載情報の確認 (掲載予定施設のみ)
- 2 訪問対象施設 今年度あるいは昨年度市内在籍児童生徒が利用した実績のある民 間施設等(学校からの月例欠席等状況報告等で把握)

3 訪問状況 (予定含む)

訪問日時	訪問場所	当日の対応者	
4/15 (月)	フリースペースコルト	代表	
7/26 (金)	スコーレ・ムーンライト	代表・主任	
8/26 (月)	N中等部	外渉担当者	
	フリースクール HIRO	代表・	
8/29 (木)	トライ式中等部	キャンパス長	
	星槎学園中等部大宮校	校長、顧問、心理師、スタッフ	
	第一学院中等部	キャンパス長	
10/3 (木)	エイジア学習教室		
10/7 (月)	ペンギンの部屋		

上尾市教育センター「不登校児童生徒保護者の会」

1 目 的

- (1) 不登校を経験した本人や保護者の話を聞き、当時の思いや現在の様子について知り、 今後の見通しをもてるようにする。
- (2)不登校児童生徒の保護者同士が語り合い、気持ちや情報を共有することで、今後の 見通しや活力をもつことができるようにする。
- 2 日 時 令和6年 月 日() 時 分から

※1時間程度を予定

- 3 場 所 上尾市青少年センター会議室 2・3
- 4 対 象 不登校児童生徒の保護者 ※教育センター利用の有無は問わない
- 5 内 容
- (1) 所長挨拶
- (2) 教育センター紹介(適応指導教室紹介含む)
- (3) インタビュー「不登校当時を振り返る」 過去に教育センターに通っていた親子へのインタビュー(予定)
- (4) グループ交流**「聞いてください、私の話**」
- (5) アンケート記入 ※協力いただける方のみ
- 6 その他
- (1) 参加希望者は、参加申込書に必要事項を記入の上、教育センターに提出する。
- (2)途中参加・途中退席可とする。
- (3) 参加者にアンケートを依頼し、次回以降の参考とする。
- (4) 保護者の会終了後、希望者には教育センターツアー、個別相談タイムを実施する。

請願番号	第 2 号	受理年月日		令和6年6月3日
請願者	住 所 〇〇〇〇〇 代表者 樽井 花子	00000		
紹介議員	稲村 久美子			
付託委員会	文教経済常任委員会	結	果	採択

- 1 件 名 上尾市の不登校対策に関する請願
- 2 要 旨 上尾市の不登校対策として、フリースクール等不登校児童生徒 の支援を行う居場所の利用者への経済的支援を行うこと。経済的 支援の検討および運用に当たっては、上尾市不登校対策推進委員 会やその他の協議の場において、不登校児童生徒の支援に取り組 む民間団体等の意見を聴取・反映する環境を整備すること。
- 3 理 由 不登校などさまざまな理由で十分な義務教育を受けられなかった子どもたちに教育機会を確保するための法律「教育機会確保法」では、地方自治体に対しフリースクール等、学校以外の場で学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援をすることを求めている。また、不登校児童生徒の支援にあたって、教育機会確保法及び文部科学省では、教育委員会・学校・自治体の福祉部門・民間の団体相互の密接な連携の下に行うこととしている。このことを踏まえれば、不登校児童生徒の支援に取り組む民間団体等について、上尾市不登校対策推進委員会の委員として委嘱することや、定期的な協議の場を設けることなど、民間団体等の意見を聴取し、制度に反映をさせるための環境の整備が求められる。上尾市不登校対策推進委員会でも民間の居場所等への支援のあり方について検討が為されているが、当事者の視点に立って考えれば早急に検討を進め、制度を実施すべきと考える。

以上のことを踏まえて、上尾市の不登校対策として、フリースクール等不登校児童生徒の支援を行う居場所の利用者への経済的支援を行うこと。経済的支援の検討および運用にあたっては、上尾市不登校対策推進委員会やその他の協議の場において、不登校児童生徒の支援に取り組む民間団体等の意見を聴取・反映する環境を整備することを求める。

上 広 第 2 3 5 号 令和6年 8月26日

上尾市議会議長 田中 一崇 様

上尾市長 畠 山



請願の送付及び処理の経過並びに結果報告請求について(報告) 令和6年6月24日付け上議第315号で請求のありました標記の事項について、 下記のとおり報告します。

記

件 名 請願第2号 上尾市の不登校対策に関する請願

報告事項

フリースクール等民間施設を利用する不登校児童生徒への経済的支援につきましては、上尾市不登校対策推進委員会を通じて慎重に協議していくものと考えております。

不登校児童生徒の支援に取り組む民間団体等の意見を聴取・反映する環境を整備することにつきましては、現在の不登校対策推進委員の中には、民間施設の理事長がおります。また、上尾市不登校対策推進委員会では条例に基づき、「その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる」こととなっておりますので、適宜対応して参りたいと考えております。

